

申立書の記入について

この書類は、下記の場合につき、その旨を記入して提出してください。

- ・ 就労(採用内定)証明・申立書に添付する書類が用意できない場合。
- ・ 就労外要件申立書に添付する書類が用意できない場合。
- ・ 就労証明などからみて、放課後児童クラブの開所時間中に児童の送迎ができない場合。
- ・ 通勤時間を考慮すると、申込に必要な就労要件を満たす場合。
- ・ 子育て支援課が必要と判断した場合。

記入例① (自営業の代表者)

私は、飲食店を営んでおりますが、令和2年10月より仕事を始めたため、
現在は、就労証明・申立書に添付する書類を提出することができません。

必要な添付書類は、後日児童クラブへ提出します。

※ 業種、仕事を始めた日を明記してください。確定申告後、申告者控えのコピー等を提出してください。

記入例② (自営業の協力者)

私は、父が営んでいる飲食店で、平成28年4月より働いています。

しかし、私自身では確定申告を行っておらず、また、父の確定申告の専従者としても
申告されていません。

以上のことから、就労証明・申立書に添付する書類を提出することができません。

※ 代表者、業種、仕事を始めた日を明記してください。

記入例③ (自営業で、勤務終了時間が19時以降となる場合)

保護者の勤務終了時間が、全員19時以降となっておりますが、自営業であるため、
児童クラブの開所時間内に迎えに行くことは可能です。

※ 保護者以外の方が送迎する場合は、「児童の送迎に関する届出書」を提出してください。

記入例④ (通勤時間を考慮すると、申込に必要な就労要件を満たす場合)

私は、下記のとおり通勤しています。
徒歩10分 名鉄25分 東山線5分 徒歩5分
自宅 - 今伊勢駅 - 名古屋駅 - 栄駅 - 勤務先

通勤に片道約45分必要なため、放課後児童クラブの利用が必要です。

※ 移動手段、所要時間を明記してください。